

ディスクロージャー分析～時価の算定に関する会計基準の開示事例分析～

当ディスクロージャー分析レポートでは、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首より適用される時価の算定に関する会計基準等について、その概要を確認するとともに、2021年3月期より早期適用した上場会社の有価証券報告書を対象に開示事例の調査・分析を実施した。

はじめに

2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首より、時価の算定に関する会計基準（以下、時価算定会計基準）、及び時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下、同適用指針）が適用される。また、当該基準の設定に伴い関連する会計基準に改正が行われている。

当該会計基準等は、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。

当レポートでは、これらの会計基準等の原則適用を見据えて、基準の概要を確認するとともに、早期適用を行っている会社の開示事例分析を実施する。

1. 時価算定会計基準、同適用指針及び関連基準について

日本における金融商品に関する会計基準等において時価の算定が求められているにも関わらず、その算定方法について詳細なガイダンスがない状態であった。他方、国際財務報告基準や米国会計基準においては、日本における時価に相当する公正価値の評価方法について、それぞれ IFRS 第 13 号 及び Accounting Standards Codification Topic820で定められている。

日本の会計基準においても、これら国際的な会計基準との整合性を図り、時価について統一

的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされた。（時価算定会計基準24項）

これが時価算定会計基準及び同適用指針（以下、時価算定会計基準等）である。

また、今回の時価算定会計基準等の設定により、関連する会計基準に改正が行われている。時価算定会計基準が対象とするのが、「金融商品に関する会計基準」（以下、金融商品会計基準）及びトレーディング目的の棚卸資産における時価であることから、これらに関連する基準の改正が行われている。

さらに、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下、時価開示適用指針）の改正も行われている。この他、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」も改正されているが、有価証券報告書の開示事例分析という趣旨から同適用指針については割愛する。

●時価算定会計基準等における主要な規定

①時価の定義

時価算定会計基準の設定により、時価について定義が改めて示された。時価については、従前金融商品会計基準6項に定められていたが、同基準における定義も時価算定基準に合わせて見直しがされている。新旧比較は（表1）の通りである。

(表1)

金融商品会計基準（6項）	
改正前	改正後
時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。	金融資産及び金融負債の「時価」の定義は、時価算定会計基準 第5項に従い、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とする。

変更後の定義のポイントとして、以下が挙げられる。

- ・「算定日」における価格である点
- ・市場参加者間で秩序ある取引が行われると「想定」されている点
- ・「受け取る」価格又は「支払う」価格である点（入口価格ではなく出口価格である点）

時価算定会計基準において「時価」の定義が明示されたことと平仄を合わせ、以下の会計基準において改正が行われている。

・金融商品会計基準における「時価」の定義の見直し（6項）

上述の通り、時価算定会計基準における時価がそのまま金融商品会計基準に採用された。

・金融商品会計基準における「時価」の定義の見直しに伴い、その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができるための削除（18項）…**㊦**

上述のポイントにある通り「算定日」における「想定した」取引による「受け取る」もしくは「支払う」価格であることから、当該定めは削除されている。

・金融商品会計基準における「時価」の定義の見直しに伴い、市場価格のない株式等以外の時価を把握することが極めて困難な有価証券の定めは削除（19項）…**㊦**

上述のポイントにある通り、定義上、取引を「想定し」、価格を算出することから、「時価を把握することが困難な有価証券」の定めは削除されている。

・棚卸資産の評価に関する会計基準における、トレーディング目的で保有する棚卸資産の「時価」の定義の見直し（4項）

上述の通り、時価算定会計基準における時価が採用されている。

なお、時価算定会計基準における「時価」は、IFRS第13号における「公正価値」と同義である。（時価算定会計基準25項）

②時価の算定方法

時価を算定するにあたって採用する評価技法に対して、その変数であるインプットを、観察可能性や入手可能性に応じたレベル（※1）別に分類したうえで、可能な限り観察可能なインプットを利用するよう要請している。（この点詳細は、時価算定会計基準8項から12項を参照）

時価算定会計基準の当該算定方法の規定を受けて、以下の会計基準において改正が行われている。

- ・時価開示適用指針（4項（1））において、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる旨の規定が追加…**㊦**

- ・金融商品会計基準（40-2項(3)）及び時価開示適用指針（5-2項）において時価のレベル（※2）に応じた金融商品の分類の開示規定が新設…**㊧**

（※1）インプットのレベル

レベル1：活発な市場における相場価格。取引所での市場価格をそのまま利用するケースなど。
レベル2：直接又は間接的に観察可能なインプットのうちレベル1以外のインプット。店頭取引（相対取引）での価格をもとに、割引計算を行う場合など。

レベル3：観察できないインプット。例えば、市場データによる裏付けがないスワップレート等。

（※2）時価のレベル

時価は、その算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、レベル1の時価、レベル2の時価、レベル3の時価に分類される。

●経過措置について

上述の規定の新設、改変により以下の経過措置が設けられている。

- ・時価算定会計基準の適用初年度においては、当該基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用する。（19項）

- ・時価算定会計基準の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更することとなった場合で、当該変更による影響額を分離することができるときは、会計方針の変更に該当するものとし、当該会計方針の変更を過去の期間のすべてに遡及適用することができる。（20項前段）

- ・金融商品会計基準における、その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めは、時価算定基準19項と同様に将来にわたって適用する。（44-2項）

- ・時価開示適用指針における金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記（5-2項）の比較情報は省略することができる（7-4項）…**㊨**

- ・時価開示適用指針における金融商品の時価がレベル3に分類される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表については省略することができる（7-5項）…**㊩**

2. 開示事例分析

2021年3月期の期首より時価会計基準等を早期適用した上場会社は6社であり、業種別内訳は（表2）の通りである。

（表2）

業種	会社数
銀行業	2
証券、商品先物取引業	1
卸売業	1
小売業	1
鉄鋼	1
合計	6

対象会社について以下の観点で事例分析を行った。

①現預金等の開示の省略（上記㊶）

2021年3月期の有報においては早期適用6社中4社が、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる旨の規定を適用している。

なお、2社とも開示年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当該年度の期首の利益剰余金に加減している。

（表3）

業種	会社数	レベル 1	レベル 2	レベル 3
銀行業	2	23	43	36
証券、商品先物取引業	1	17	24	15
卸売業	1	1	1	-
小売業	1	1	2	-
鉄鋼	1	1	2	-
合計	6	43	72	51

②その他有価証券の期末評価の特例の廃止（上記㊷）

その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができるための削除により、会計方針を変更した事例は3社であった。

なお、3社とも当該会計方針の変更を期首から将来にわたって適用している。

③市場価格のない株式以外の取り扱い（上記㊸）

市場価格のない株式等以外の時価を把握することが極めて困難な有価証券の定める削除により、会計方針を変更した事例は2社であった。

④時価のレベル別開示項目数（上記㊹）

時価のレベル別の開示項目数は（表3）のとおりである。

⑤時価のレベル別の開示に関する比較情報（上記⑤）

時価開示適用指針における金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記（5-2項）の比較情報を省略している会社は5社であった。

⑥レベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表の開示の省略（上記⑤）

時価開示適用指針における金融商品の時価がレベル3に分類される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表について省略している会社はなかった。

おわりに

時価算定会計基準は、従前その算定方法が不明瞭となっていた「時価」について、国際的な会計基準における公正価値の算定ガイドンスと同内容のものを導入することにより、国際間での財務諸表の比較可能性を高めるものである。

上述の時価のレベル別開示項目数にも表れている通り、当該基準の設定及び関連する基準の改正により、最も影響を受けるのは金融・証券関係の会社である。これらの会社では、時価のレベル別の情報開示に加え、レベル3の時価に分類された項目の期首残高から期末残高への調整表など、開示の充実が求められている。期末の開示に向けた早期の情報収集体制の整備が望まれる。